九　前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を計算することを要する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net,\ 1}+A_{Net,\ 2}}{\sum A_{Net,\ i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{IM}{\sum IM_i}\cdot K^{*}_{CM}$$

IMは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した当初証拠金の額

3　第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

Min｛（2％・TE＋1250％・DF），20％・TE｝

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　信用リスクの標準的手法	第四章　信用リスクの標準的手法
［第一節～第四節の二　略］	［第一節～第四節の二　同上］
第五節　信用リスク削減手法	第五節　信用リスク削減手法
［第一款・第二款　略］	［第一款・第二款　同上］
第三款　包括的手法	第三款　包括的手法
［第一目～第七目　略］	［第一目～第七目　同上］
第八目　削除	第八目　包括的手法における担保付派生商品取引（第九十条）
［第四款～第七款　略］	［第四款～第七款　同上］
第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項	第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項
［第一目・第二目　略］	［第一目・第二目　同上］
第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十四条―第百十六条）	第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十四条―第百十六条）
［第五章～第八章　略］	［第五章～第八章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～六の二　略］	［一～六の二　同上］

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　信用リスクの標準的手法	第四章　信用リスクの標準的手法
［第一節～第四節の二　同上］	［第一節～第四節の二　同上］
第五節　信用リスク削減手法	第五節　信用リスク削減手法
［第一款・第二款　同上］	［第一款・第二款　同上］
第三款　包括的手法	第三款　包括的手法
［第一目～第七目　同上］	［第一目～第七目　同上］
第八目　包括的手法における担保付派生商品取引（第九十条）	第八目　削除
［第四款～第七款　同上］	［第四款～第七款　同上］
第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項	第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項
［第一目・第二目　同上］	［第一目・第二目　同上］
第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十四条―第百十六条）	第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十四条―第百十六条）
第六節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百十六条の二）	
［第五章～第八章　同上］	［第五章～第八章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　［同上］	**第一条**　［同上］
［一～六の二　同上］	［一～六の二　同上］